

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成28年4月11日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都ひらぎのワークスT A O

(2) 代表者名

杉本 寿一

(3) 主たる事務所の所在地

京都市北区上賀茂中山町16番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して、豊かな社会生活を送るために、ひらぎの地域の特性を生かした作業所として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に則り事業を行い、障害を持つ人々の福祉の向上と社会参加に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成28年3月29日

(文化市民局地域自治推進室)